

監査公表第5号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年1月28日

糸魚川市監査委員 吉岡 正史
糸魚川市監査委員 渡邊 重雄

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

青海事務所、市民課、企画定住課、福祉事務所
(主な調査事項は「監査対象一覧」のとおり)

3 監査の実施日

令和元年12月25日、令和元年12月26日

4 監査の方法

令和元年度の市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて調査するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

なお、渡邊重雄監査委員は、福祉事務所のうち高齢者配食サービスの支出事務の監査については、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

5 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。

監 査 対 象 一 覧

課名（実施日）	主な調査事項
青海事務所 (12月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青海総合福祉会館管理運営費の支出事務 ・ 林道施設維持管理費（青海地域）の支出事務 ・ 河川排水路修繕事業（青海地域）の支出事務 ・ 課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務 ・ 市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
市民課 (12月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証交付手数料の収入事務 ・ 税務総務諸費の支出事務 ・ 賦課徴収諸費の支出事務 ・ 住民票等コンビニ交付事業の支出事務 ・ 賦課徴収費の支出事務（国民健康保険事業特別会計）
企画定住課 (12月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画諸費の支出事務 ・ まちづくりパワーアップ事業の支出事務 ・ 糸魚川で暮らす働く応援プロジェクト事業の支出事務 ・ 糸魚川ジオパーク匠の里創生事業の支出事務 ・ 市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
福祉事務所 (12月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビーチホールまがたま管理事業の支出事務 ・ 地域生活支援社会参加促進事業のうち指定管理料の支出事務 ・ 高齢者配食サービスの支出事務 ・ 課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務 ・ 市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務